

『衛生管理者過去問題と解説<第1種>〔第2版〕』（訂正表）

下記につき誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

○374 ページ 問2の解答・解説

（枠中の）正解（3）を（5）に変更。解説全文を下記のものとし差し替える。

作業主任者を選任すべき作業は安衛令6条により定められている。本問は下記により（5）が正解となる。

- （1） 記述の作業は粉じん作業に該当する（粉じん則別表1第13号）が、安衛令6条には定めがなく、作業主任者の選任は不要。
- （2） 記述の作業は安衛令6条による定めがなく、作業主任者の選任は不要。
- （3） 記述の作業は有機溶剤作業に該当し（安衛令別表6の2第11号）、有機溶剤作業主任者を選任しなければならないが、有機則19条により、有機則1条1項6号ルに該当する業務（試験又は研究の業務）は除くとされているので、作業主任者の選任は不要となる。
- （4） 記述の作業は鉛業務に該当する（鉛則1条5号リ）が、安衛令6条19号により安衛令別表4第1号から第10号に掲げる鉛作業に該当しないため作業主任者の選任は不要。
（（4）の鉛業務は、安衛令別表4第13号に該当）
- （5） 作業は酸素欠乏危険場所における作業に該当する（安衛令別表6第10号）。酸素欠乏危険場所における作業は、安衛令6条21号により作業主任者を選任しなければならない。

○376 ページ 問7の解答・解説

（枠中の）正解（3）を（4）に変更。解説全文を下記のものとし差し替える。

特定粉じん作業とは粉じん作業のうち、その粉じん発生源が特定粉じん発生源（粉じん則別表2に掲げる箇所に該当するもの）であるものをいう。（4）の屋内でのセメントを袋詰めにする作業は、粉じん則別2第9号により特定粉じん作業に該当する。他は特定粉じん作業に該当しない。

○387 ページ 問28の解説

(2) の解説を下記に差し替える。

(2) 誤り。喫煙対策ガイドラインは、空間分煙を中心にした対策を講じるものとし、可能な限り「喫煙室」を設置するとしている。喫煙室であれば、ガイドラインに記載されているように出入口の開口部分で非喫煙場所から喫煙室へ向かう一定方向の気流が 0.2m/s 以上あればたばこの煙の漏れはないことが、厚生労働省が平成 17 年に行った実態調査でも確認されている。喫煙室の出入口で 0.2m/s 以上の気流が発生している場合には、ドアは不要。出入口にはガラスのついたドアを用いるのではなく、たばこの煙が漏れない高さまでスクリーン（のれん）を下ろす対策の方が優れていることも認められている。したがって密閉構造にするには必要はない。

○395 頁 問 44 の解説

(2) の解説を下記に差し替える。

(2) 誤り。人体にストレスが加わると間脳を刺激し、脳下垂体に影響を及ぼし、副腎髄質ホルモン（アドレナリン）が分泌される。この多量の分泌により血圧上昇、血管収縮、瞳孔の拡大、心拍数増加などの作用がある。

(2011/08/10)